

徳島市水道局建設業者指名停止等措置要綱

(指名停止)

第1条 水道局長は、水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条の規定により参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）が、別表各号の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止又は指名回避（以下「指名停止等」という。）を行うものとする。

2 水道局長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めたときは指名停止の措置を行うものとし、該当する疑いがあると認めたとき又は当該事実の発生を知った日から指名停止の措置を行う日までの間は指名回避の措置を行うものとする。ただし、別表各号の措置要件のいずれかに該当するか否かの判断につき、第一次的に判断すべき公共機関があるときには、当該公共機関の判断を待って指名停止の措置を行う。

3 水道局長が指名停止等を行ったときは、水道局長が施行する工事の請負契約のため指名を行うに際して、当該指名停止等に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止等に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止等)

第2条 水道局長は、前条の規定により指名停止等を行う場合において、当該指名停止等について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

2 水道局長は、前条の規定により共同企業体について指名停止等を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止等について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

3 水道局長は、前条又は第2項の規定による指名停止等に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を行うものとする。

(指名停止等の期間の特例)

第3条 水道局長は、有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止等の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の第1号に該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とし、第2号に該当する場合は別途定める。

(1) 別表第1号から第5号又は第9号から第10号の措置要件に係る指名停止等の期間の開始の日から満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該

当することとなったとき。

- (2) 別表第6号から第8号までの措置要件に係る指名停止等の期間の開始の日から満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 水道局長は、有資格業者に情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1までに短縮することができる。
- 4 水道局長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1号の規定による長期を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。
- 5 水道局長は、指名停止等の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。この場合において、別表第7号及び第8号に該当し、かつ、当初の指名停止等期間が満了しているときは、当初の指名停止等期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止等期間を控除した期間をもって、新たに指名停止等を行うことができるものとする。
- 6 指名回避の期間中の有資格業者であって、同一事件において指名停止の措置を受けた場合の指名停止の期間には、当該指名回避の期間を含むものとする。指名回避の期間が満了した後において、同一事件において指名停止の措置を受けた場合も同様とする。
- 7 別表第6号から第8号に掲げる措置要件のいずれかにより指名停止等を行う場合において、当該有資格業者が他の事案により指名停止等の期間中であるときは、その指名停止等期間は別表に定める第6号から第8号に係る期間に、既に措置されている指名停止等の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止等の期間は3年（同一の事案の場合はその当初の措置から3年）を超えないものとする。
- 8 水道局長は、指名停止等の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止等を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第4条 水道局長は、第1条若しくは第2条の規定により指名停止等を行い、前条第5項の規定により指名停止等の期間を変更し、又は前条第8項の規定により指名停止等を解除したときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知書（様式1号から様式第3号まで）により通知するとともに、当該工事の関係課長にその旨を通知書（様式第4号・様式第5号）により通知する。ただし、水道局長が通知する必要があると認めるときは、通知を省略することができるものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第5条 水道局長は、指名停止等の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、あらかじめ徳島市水道局建設工事等に係る業者選定審査委員会（以下「審

査委員会」という。)の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6条 水道局長は、指名停止等の期間中の有資格業者が水道局の発注工事の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、有資格業者が指名停止等の期間の開始前に下請け又は受諾した場合は、この限りでない。

(不法・不当業者等の発生報告)

第7条 建設工事を主管する課(当該建設工事の予算の執行、設計、管理、監督等を担当する課をいう。以下「主管課」という。)の長は、当該建設工事に関し有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当し、又はそのおそれがあると認められるときは、速やかに報告書(様式第6号)を総務課長、工事検査監及び次長を経て、水道局長に提出しなければならないものとする。この場合において、主管課が2以上あるときは、各課の長が相互に連絡調整し、そのうちの一の課長が報告書を提出するものとする。

(措置の決定及び効力)

第8条 水道局長は指名停止等を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、当該決定につき審査委員会の審査に諮らなければならない。

2 指名回避の措置を行う場合において、急を要する場合等特別の事由がある場合には、審査委員会の委員長の判断により措置することができるものとし、事後に開催される審査委員会にこれを報告するものとする。

(水道局建設工事に関する調査、測量及び設計業務等の契約に係る有資格業者への準用)

第9条 第1条から前条までの規定は測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者(水道局建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第6条の規定により資格の認定を受けた業者をいう。)の指名停止等に準用することとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

(徳島市水道局建設工事に係る登録業者の指名停止等に関する措置要綱の廃止)

2 徳島市水道局建設工事に係る登録業者の指名停止等に関する措置要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に行った廃止前の徳島市水道局建設工事に係る登録業者の指名停止等に関する措置要綱の規定による指名停止等については、この要綱の相当規定により行ったものと見なす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の徳島市水道局建設業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

別表

措置要件	期間
<p>1 (虚偽記載) 局工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>2 (粗雑工事) 次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。(注1) (1) 故意による粗雑工事(注2) ア 局工事 イ 県内における工事で局工事以外のもの(以下「一般工事」という。)(注3) (2) 過失による粗雑工事 ア 局工事 イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 2月以上6月以内</p> <p>3月以上12月以内 1月以上3月以内</p>
<p>3 (局工事に係る契約違反等) 第2号に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。 (1) 局工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 局が発注する建設工事において、暴力団等から不当介入を受けながら、局への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>4 (公衆損害事故) 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (1) 局工事(軽微な損害を除く。) (2) 一般工事(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上6月以内 1月以上6月以内</p>
<p>5 (工事関係者事故) 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 局工事 (2) 一般工事(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上4月以内 1月以上3月以内</p>
<p>6 (贈賄) 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 局職員に対する贈賄 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。 イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p>

<p>(2) 県内の局以外の公共機関の職員に対する贈賄 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>8月以上12月以内 8月以上12月以内 8月以上12月以内</p> <p>4月以上12月以内 4月以上10月以内 2月以上6月以内</p>
<p>7 (独占禁止法違反行為) 次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 局工事 (2) 県内における業務(局工事に関する場合を除く) (3) 県外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上36月以内 12月以上36月以内 6月以上36月以内</p>
<p>8 (競売入札妨害又は談合) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 局工事 (2) 県内の他の発注機関の工事 (3) 県外</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上36月以内 12月以上36月以内 6月以上36月以内</p>
<p>9 (建設業法違反) 局工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>10 (不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき (2) 代表取締役等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上12月以内</p>

(注1) 工事現場だけでなく、資機材、残土などの運搬中、土捨場、資材置き場等における事故などを含める。

(注2) 工事の目的物に瑕疵がある状態。

(注3) 局が発注した以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。

(注4) 表中の局工事は、徳島市の工事も含む。